資料16(午後) 平成30年3月22日障害福祉サービス等に係る事業者説明会千葉市障害福祉サービス課

報酬改定について(児・者共通)

■各種減算の見直し

- 障害福祉サービス事業所等の適切な運営を確保するため、人員配置や個別支援計画の 作成が適切に行われていない場合の減算を見直す。
- 具体的には、以下のとおりとする。
 - サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)欠如減算については、減算が適用 される5月目から所定単位数の50%を減算する。
 - 個別支援計画未作成減算については、減算が適用される月から2月目までについて 所定単位数の30%を減算し、3月目からは所定単位数の50%を減算する。

■送迎加算の見直し

- 通所系サービスの送迎加算(I)、(I)について、自動車維持費等が減少していることから一定の適正化を図る。その上で、生活介護における送迎については、一定の条件を満たす場合(重度者等を送迎した場合)、更に評価する。なお、短期入所については、整備促進、運営強化を図る観点から見直しは行わない。
- 就労継続支援A型における送迎については、雇用契約を締結していることや利用者の 知識や能力向上のために必要な訓練を行うという観点から、事業所へは利用者が自ら通 うことを基本としていることを改めて徹底する。
- O また、放課後等デイサービスにおける送迎については、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮するよう、通知に明記する。
- 同一敷地内の送迎については、「同一敷地内」という立地上の観点を踏まえ、一定の適 正化を図る。

■福祉・介護職員処遇改善加算の見直し

- 福祉・介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)については、要件の一部を満たさない 事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分 の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、これを廃止する。その際、一定の経過措 置期間を設けることとする。
- その間、障害福祉サービス等事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上 位の区分の加算取得について積極的な働きかけを行うこととする。
 - ※福祉・介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)については、別に厚生労働大臣が定める期日(注)までの間に限り算定することとする。
 - (注) 平成 30 年度予算案に盛り込まれた「障害福祉サービス等支援体制整備事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の加算取得に向けて、事業所への

資料16 (午後)平成30年3月22日障害福祉サービス等に係る事業者説明会千葉市障害福祉サービス課

専門的な相談員(社会保険労務士など)の派遣をし、個別の助言・指導等を行っとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。